

2013年7月18日 全9頁

# 米国と TPP 交渉参加国の貿易と主な論点

## 日本以外の TPP 交渉参加国への米国の期待と懸念

ニューヨークリサーチセンター  
シニアエコノミスト 土屋 貴裕  
上野 まな美

### [要約]

- 今年10月にインドネシアで開催される APEC サミットで、TPP 交渉が合意に達することが期待される。米国は、雇用を創出・維持するために、自国の競争力を高めアジア・太平洋地域との貿易拡大を求めている。そのために、包括的かつ高度な自由貿易協定として TPP 交渉の妥結を目指している。
- 米国は、TPP 交渉参加国のうちの6カ国と既に FTA を締結しているが、TPP 交渉参加国の中で、FTA 非締結国のマレーシアとベトナムに対しては、人口も多く、近年における急速な経済成長が著しいことから、貿易及び投資の増加につながるものと期待している。
- 主な論点として、米国はニュージーランド産乳製品の米国への市場開放制限を求める反面、米国産乳製品のカナダへの市場開放を要求している。砂糖に関しては、米国は新たな市場開放に反対している。ベトナムは米国市場での繊維製品の販売拡大を期待するが、米国内の繊維産業はこれを阻止したい一方で、アパレルや小売業界は賛成意見である。
- 知的財産権の保護については、医薬品などでその価格決定方法や、医薬品の市場流通に向けて、特許保護などの仕組みをどの程度厳格化するかが論点となっている。研究開発投資と手頃な価格、先進国と途上国のバランスが必要であり、難しい論点になっている。
- TPP に対する期待は大きい反面、米国内でも、交渉参加国との間でも、様々な意見が飛び交い、TPP 交渉を達成することは困難ともみられる。しかし、TPP 交渉参加国は自国の利益となるが故に交渉に参加している。TPP 交渉を自国の抱える問題を解決する梃子にできるかがポイントとなろう。交渉妥結に向けて、問題の解決を期待したい。

## TPP 交渉

今年 3 月 15 日、日本が環太平洋連携協定（TPP：Trans-Pacific Partnership）交渉への参加を正式に表明した。4 月 12 日には、米国が日本の交渉参加を支援することを発表し、翌 5 月にペルーで開催された第 17 回 TPP 協議において、日本が協議へ速やかに参加できるよう、交渉参加国の 11 カ国が討議を行った。日本は 7 月にマレーシアで開催される第 18 回協議から交渉に参加する予定であり、10 月にインドネシアで開催される APEC サミットの中で、TPP 交渉が合意に達することが期待されている。

米国は、自国の競争力を高め、アジア・太平洋地域における米国の貿易を拡大するとともに、米国の雇用を創出・維持するために、先進的な貿易・投資協定を TPP に求めている。また、WTO で定められている以上に、労働基本権、環境保護、取引のトランスペアレンシー（透明性）の促進を TPP に期待し、域内貿易と投資を広く自由化する包括的な自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の達成を目指している。

本稿では、主に米国議会調査局（CRS：Congressional Research Service）の報告書「環太平洋連携協定交渉及び連邦議会における論点（The Trans-Pacific Partnership Negotiations and Issues for Congress）」<sup>1</sup>を基に、米国と日本以外の TPP 交渉参加国との貿易状況と交渉の主な論点を挙げる<sup>2</sup>。なお、以下の「TPP 交渉参加国」には、原則として日本を含めない。

## 米国と TPP 交渉参加国との貿易状況

### 財貿易

米国と TPP 交渉参加国との財貿易は、米国の財貿易全体の 3 割強を占め、貿易収支は米国の 780 億ドル超の赤字となっている。

既に米国は、TPP 交渉参加国のうちの 6 カ国（オーストラリア、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、シンガポール）と FTA を締結している。このため、米国が TPP の目的としている貿易及び投資の自由化交渉と自由化は、米国と同 6 カ国との間において既に行われており、2012 年には、米国と TPP 交渉参加国との財貿易の 95%を占めた。その中でも、同じ北米に位置するカナダ及びメキシコとの財貿易が、交渉参加国との財貿易の 84%に相当する（図表 1）。

残りの TPP 交渉参加国の 4 カ国（ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、ベトナム）は、米国との FTA 非締結国であるため、製品やサービス、農産品などに対する市場開放に関する協

<sup>1</sup> <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>

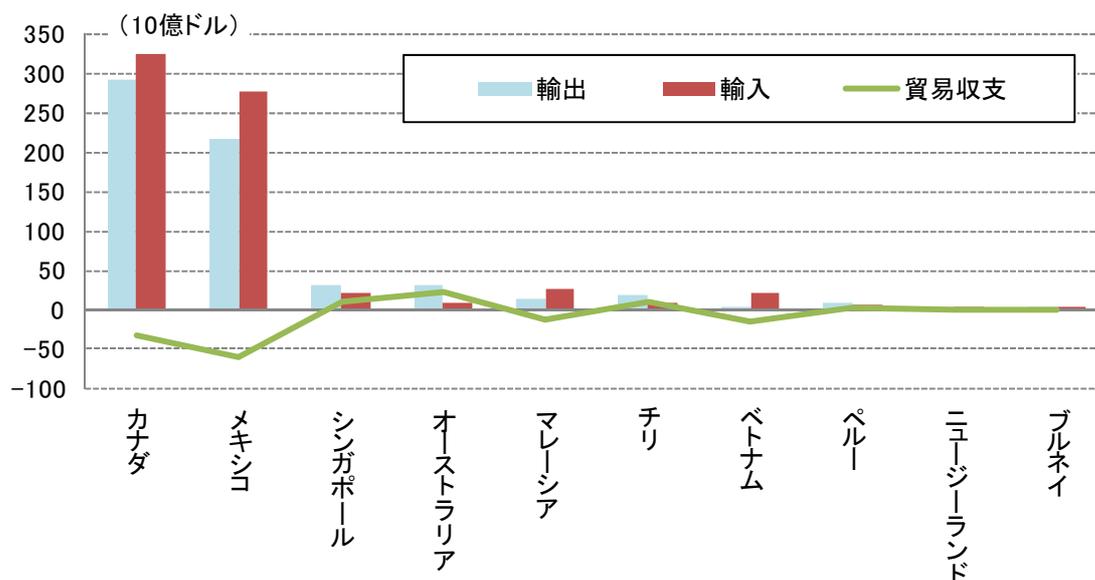
<sup>2</sup> 米国の FTA に対する取り組みや TPP 交渉における対日交渉の論点などについては、以下のレポート参照。  
大和総研ニューヨークリサーチセンター 土屋貴裕、上野まな美 「米国の FTA 戦略」（2013 年 3 月 18 日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/usa/20130318\\_006943.html](http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/usa/20130318_006943.html)

大和総研ニューヨークリサーチセンター 土屋貴裕、上野まな美 「米国における TPP 論議」（2013 年 5 月 14 日）  
[http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/usa/20130514\\_007161.html](http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/usa/20130514_007161.html)

議を行っている。特に、マレーシアとベトナムは、近年における経済成長が著しく、両国の人口を合わせると約 1 億 2,000 万人にも達することから、将来的な成長の可能性が高い有望な市場とみられている。さらに、両国の WTO 加盟国からの輸入品に対する平均関税率（2010 年）は、TPP 交渉参加国の中で最も高く、マレーシアは 6.5%、ベトナムは 9.8%である。TPP の成立・発効によって関税率が徐々に低下し、米国は両国への貿易及び投資の増加につながることを期待している。

図表 1 米国と TPP 交渉参加国との財貿易（2012 年）



(出所) USITC, CRS (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>) より大和総研作成

2011 年における米国から TPP 交渉参加国への輸出状況を見ると（図表 2）、機械（コンピューター、タービン、農業用機械）、電子機器（集積回路、半導体、携帯電話）、自動車などが主な輸出品となっており、米国がハイテク製品において競争力を有していることが明らかであろう。

一方、米国の TPP 交渉参加国からの輸入品は、国によって大きく異なっている。農産物と天然資源は、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、ペルーから輸入しており、衣料品の主要輸入国はベトナムである。ベトナムは、TPP 交渉参加国の中で一人当たりの GDP が最も低く、低賃金を背景にした労働集約型の衣料品が、米国のベトナムからの輸入全体のおよそ 4 割を占めている。そして、カナダとメキシコからは、原油などの原料のほか、電気機器や自動車・同部品を輸入している。シンガポールとマレーシアからは、米国の輸出品と同じ電気機器と機械が主要輸入品となっている。

図表2 米国と TPP 交渉参加国との財貿易上位3品目 (2011年)

国名	米国への輸入上位3品目	総額	全体に 対する 割合	米国からの輸出上位3品目	総額	全体に 対する 割合
オーストラリア	(1) 宝石、金属	\$ 1,254	12%	(1) 機械	\$ 6,167	22%
	(2) 肉	\$ 1,243	12%	(2) 自動車・部品	\$ 3,959	14%
	(3) 光学・医療機器	\$ 804	8%	(3) 光学・医療機器	\$ 2,215	8%
ブルネイ	(1) 宝石、金属	\$ 9	39%	(1) 機械	\$ 77	42%
	(2) 有機化学品	\$ 8	35%	(2) 航空機	\$ 27	15%
	(3) ニット衣料品	\$ 3	13%	(3) 光学・医療機器	\$ 16	9%
カナダ	(1) 鉱物燃料、石油	\$ 103,365	33%	(1) 自動車・部品	\$ 46,657	32%
	(2) 自動車・部品	\$ 49,793	16%	(2) 機械	\$ 44,000	30%
	(3) 機械	\$ 19,686	6%	(3) 電気機器	\$ 26,874	18%
チリ	(1) 銅	\$ 3,269	36%	(1) 鉱物燃料、石油	\$ 4,929	31%
	(2) 果物、ナッツ	\$ 1,510	17%	(2) 機械	\$ 2,997	19%
	(3) 魚介類	\$ 866	10%	(3) 自動車・部品	\$ 1,577	10%
マレーシア	(1) 電気機器	\$ 12,469	48%	(1) 電気機器	\$ 6,759	48%
	(2) 機械	\$ 4,022	16%	(2) 機械	\$ 1,630	12%
	(3) 動物・植物油脂・油	\$ 1,679	7%	(3) 航空機	\$ 1,029	7%
メキシコ	(1) 電気機器	\$ 54,308	17%	(1) 電気機器	\$ 32,297	22%
	(2) 自動車・部品	\$ 45,800	14%	(2) 機械	\$ 31,206	21%
	(3) 鉱物燃料、石油	\$ 44,120	14%	(3) 鉱物燃料、石油	\$ 23,366	16%
ニュージーランド	(1) 肉	\$ 906	29%	(1) 航空機	\$ 1,067	30%
	(2) アルブミン誘導体、 澱粉、にかわ	\$ 312	10%	(2) 機械	\$ 391	11%
	(3) 乳製品、卵、蜂蜜	\$ 286	9%	(3) 自動車・部品	\$ 219	6%
ペルー	(1) 鉱物燃料、石油	\$ 1,595	26%	(1) 機械	\$ 2,020	24%
	(2) ニット衣料品	\$ 681	11%	(2) 鉱物燃料、石油	\$ 1,630	20%
	(3) 宝石、金属	\$ 678	11%	(3) 電気機器	\$ 739	9%
シンガポール	(1) 機械	\$ 5,174	27%	(1) 機械	\$ 5,868	19%
	(2) 有機化学品	\$ 4,457	23%	(2) 電気機器	\$ 5,110	16%
	(3) 電気機械	\$ 2,948	15%	(3) 鉱物燃料、石油	\$ 4,451	14%
ベトナム	(1) ニット衣料品	\$ 3,782	22%	(1) 機械	\$ 541	12%
	(2) 女性衣料品	\$ 2,774	16%	(2) 電気機器	\$ 372	9%
	(3) 靴	\$ 2,046	12%	(3) 綿、糸・織物も含む	\$ 371	9%

(注) 単位：100万ドル。「全体に対する割合」は、米国と各国との輸出または輸入に占める当該品目の構成比。  
(出所) USITC, CRS (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>) より大和総研作成

## サービス貿易

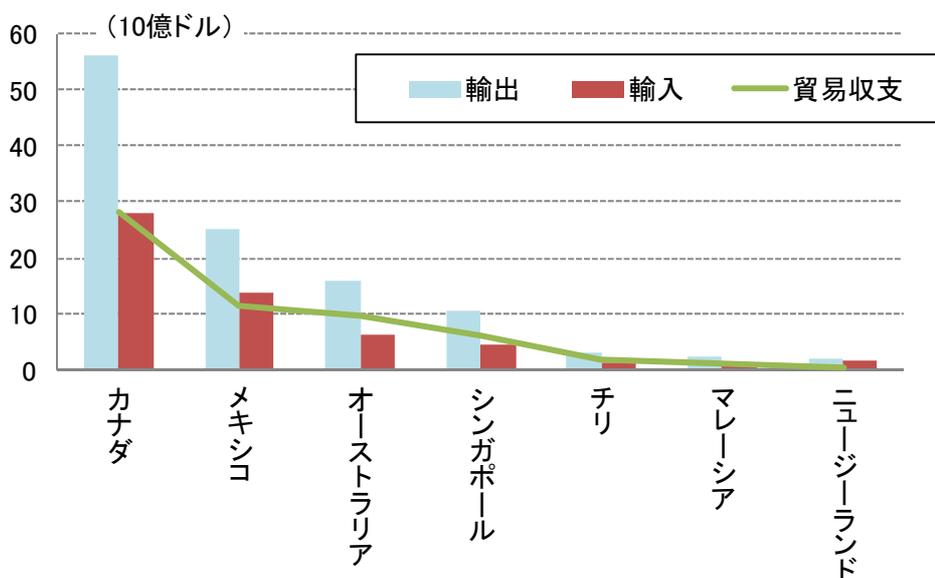
米国においてサービスセクターは非農業雇用者数でも、GDPにおいても7割弱を占め、極めて重要である。サービスセクターには、旅行・運輸、特許権使用料、ビジネスサービス、保険、テレコミュニケーション（遠距離通信）、教育、金融サービスが含まれるが、商品（財）と異なり通常は無形であるために、貿易量を計ることがより複雑である。このため、経済分析局（BEA：Bureau of Economic Analysis）は、TPP交渉参加国全てのサービス貿易統計を収集しているわけではない。

米国のサービス貿易は、国際収支のサービス収支も黒字を維持し、世界的にも競争力が高い。TPP交渉参加国との貿易においても同様であり、米国は、2011年のサービス貿易において、ほぼ収支均衡であったニュージーランドを含め、全てのTPP交渉参加国との間で黒字を記録し、

合計で 580 億ドル超の黒字であった（図表 3）。

財貿易と同じく、サービス貿易においても、カナダとメキシコが米国の最大の貿易相手国である。しかし、過去 10 年間に米国と他の TPP 交渉参加国とのサービス貿易は増加しており、特に、オーストラリアとの貿易は、対メキシコ貿易以上のペースで増加している。また、米国とメキシコ、カナダ以外の TPP 交渉参加国全体との貿易額は、2009 年頃を境にメキシコとの貿易額を超過した。

図表 3 米国と TPP 交渉参加国とのサービス貿易（2011 年）



(注) BEA で収集した統計のみで、ブルネイ、ペルー、ベトナムは含まれていない。

(出所) USITC, CRS (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>) より大和総研作成

## 米国と TPP 交渉参加国との論点

米国と TPP 交渉参加国との論点は多岐にわたる。日本国内で TPP による農業分野への影響が大きく懸念されているが、米国においても、農業及び食品製造セクターは、TPP に対して賛否両論がある。TPP 推進の賛成意見としては、米国との FTA 非締結国であるマレーシア、ベトナムでの市場開放が挙げられている。両国は、人口も所得も伸びて拡大していることから、米国産食品の需要が増加することが大きく期待される。一方、主に乳製品と砂糖業界から反対の声が上がっている。

### 乳製品

米国の乳製品業界は、カナダ市場に参入する好機を狙っている一方で、FTA 非締結国であるニュージーランド産乳製品との競争を強く懸念している。ニュージーランドが乳製品の米国市場

へ優遇的にアクセス可能となった場合、ニュージーランドではフォンテラ社 (Fonterra)<sup>3</sup>が市場をほぼ独占しており、米国企業は公平な競争の場を与えられていないと指摘している。

対するニュージーランドは、長年にわたって米国との FTA を望んでおり、大規模な米国市場の開放を訴えている。特に、米国の乳製品市場へのアクセス改善を最重要課題としているため、米国の乳製品セクターにとって大きな懸念となっている。ニュージーランドは、米国の農業経営者が所有する乳製品協同組合が反トラスト法の適用から除外されていることを指摘し、米国の競争政策により、米国の乳製品セクターが有利になっていると反論している<sup>4</sup>。

当初、米国とニュージーランドとの 2 国間の市場開放事項から乳製品の除外を要求していた米国の全米牛乳生産者連盟 (NMPF : National Milk Producers Federation) と、アメリカ乳製品輸出協会 (USDEC : U.S. Dairy Export Council) は、今年 2 月に見解を若干変えた。米国とニュージーランドの乳製品貿易における市場競争問題について協議される場合は、ニュージーランド産乳製品の米国市場開放問題を再検討することを表明している。しかし、乳製品に関する問題はセンシティブであることから、両国は TPP 協議の最終段階近くまで、実質的には取り組まないことが予想される。

翻って、米国は最大の貿易相手国であるカナダに対しては、米国産乳製品の市場開放を要求している。米国とカナダは、1989 年に FTA を施行し、1994 年にはメキシコを含めた NAFTA (北米自由貿易協定) を施行している。このため、両国間のほぼ全ての貿易が無関税かつ無制限となっているが、カナダは関税割当制によって米国からの乳製品の輸入を制限している。割当を上回る輸入品は、法外な高関税の対象となり、例えば、チーズには 245%、バターには 298%の関税がかけられる。この割当と関税は、カナダの乳製品供給管理プログラム (Dairy Supply Management Program) の必須な構成要素であり、国内需要を満たしつつ供給を制限することによって価格を支えている。米国の NMPF と USDEC は、これら割当の撤廃とともに、米国の乳製品に対するカナダへの市場アクセスを制限する問題に取り組むことを要求している。

オーストラリアもまた、米国市場へのオーストラリア産乳製品と牛肉の貿易自由化を早めることを要求する可能性がある。だが、米農務省は米豪 FTA で締結された以上の市場開放交渉を再開しない姿勢である。

## 砂糖

米国の砂糖生産・加工業界は、TPP 交渉参加国向けの新たな市場開放に反対し、同時にオーストラリアなどの FTA 締結国による、市場開放再考の要求 (再交渉) にも反対している。

米国においては、国内の需要を満たすために砂糖の追加供給が必要な場合、米農務省は既存の輸入割当を増やすことが 2008 年の農業法 (Farm Act) によって認められている。米国の砂糖

<sup>3</sup> ニュージーランド国内の牛乳生産量の約 90%を取り扱う強力な乳製品の協同組合。

<sup>4</sup> 米国の乳製品協同組合は、農業業界組合の「マグナカルタ (大憲章)」と呼ばれる 1922 年のカップパー・ボルステッド法 (Capper-Volstead Act) により、反トラスト法の適用から除外されている。

<http://www.ams.usda.gov/AMSV1.0/getfile?dDocName=STELPRDC5066357>

生産・加工業界は、追加または新たな砂糖の非関税を TPP 交渉参加国に対して同意した場合、供給過剰により、米国の砂糖価格の保証基準となるローンレート（融資単価）基準以下に下落させ、米国の砂糖生産者の大幅な収入減少と、連邦支出増を大きく引き起こす恐れがあると懸念を表している<sup>5</sup>。

一方、米国の食品生産業界は、砂糖を TPP に協議に含め米国の砂糖市場の競争を高めることを望んでいる。特に、菓子製造業界は、低価格の砂糖を利用するために生産拠点を海外に移しており、砂糖を大量に使用する食品加工製造業の雇用喪失を食い止める必要があると述べている。また、食品生産業界とともに、様々な業界団体も、砂糖などを TPP の適用範囲から除外しようとする米国の姿勢に懸念を示し、他の TPP 交渉参加国が米国の輸出に対して市場開放を拒否する恐れがあるほか、これまでの FTA 協議で取り上げられていない新たな問題が提起される可能性も高く、TPP が目指す高水準の自由貿易を達することができないと砂糖を TPP に含めることを望んでいる。

オーストラリアは、既に米国と FTA を締結しているものの、TPP 協議において砂糖の米国市場開放を要求する可能性がある。米国とオーストラリアの FTA は 2005 年 1 月から発効しており、両国間の大半の財貿易は、非関税、または将来的には非関税になることとされているが、砂糖は例外品目として除外されている。現時点において、両国間の砂糖に関する問題は、最もセンシティブな問題に対して可能な相殺措置を行う TPP 協議の最終段階近くまで延期されるものとみられている。しかし、米農務省は、米国とオーストラリアの FTA で締結された以上の市場開放交渉を再開しないとされている。

## 繊維

乳製品及び砂糖の他に、ベトナムとの交渉の論点として Yarn Forward Rule の問題が挙げられる。同ルールは衣料品や繊維用の織地に関し、原糸が輸出国で生産されていることを厳格な条件にする原産地ルールであり、1980 年代のレーガン政権以来、米繊維業界の保護政策の一つである。オバマ大統領も、FTA 交渉において Yarn Forward Rule を要求することを繊維業界に通告している<sup>6</sup>。

ベトナムにとっては、繊維や衣料品、靴などの労働集約型製品が重要な輸出品であり、中国などの他国との製品と競争するためには、米国市場に優遇的なアクセスを必要としている。このため、ベトナムは、Yarn Forward Rule を要求する米国に対し、米国側が姿勢を変更しない場合、米国の農産物にベトナム市場を開放しないと圧力を掛けている。米国の農業界にとっては、TPP 交渉参加国の中で、ベトナムは最も有望な市場の一つであるが故に、Yarn Forward Rule に

<sup>5</sup> 貸出は、農業法による米国の農業政策の柱の一つである。政府は農産物を担保として融資を行い、農家は農産物価格がローンレートより高ければ市場で売却し、そうでなければ政府に担保の農産物を引き渡して市場に回らない。農産物の市場価格がローンレート以下にならないようにする政策である。関税割当、販売割当がある砂糖についても、製糖業者に対し、砂糖の最低価格を保証する基準として政府がローンを提供できる。

<http://www.ers.usda.gov/topics/crops/sugar-sweeteners/policy.aspx#price>

<sup>6</sup> <http://www.ncto.org/newsroom/pr20081029.pdf>

対する今後の両国の取り組みが注目される。米国内でもアパレル、小売業界では厳格さを求めるべきではないとする一方で、すでに Yarn Forward Rule で米国との貿易を行っているメキシコなどは、厳格なルールを維持すべきであると主張している。

## 医療技術及び医薬品調達の透明性確保

関税以外の論点としては、医療技術と医薬品に関する問題などが挙げられる。医療技術と薬価決定の透明性確保に関しては、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドが、国の医療サービスに対して政府が医薬品を購入する形で対象医薬品リストの管理を行っており（カナダでは州レベル）、米国はこれらの事業が不透明であるとしている。

特に、ニュージーランドの処方薬管理を行う薬品管理局 (Pharmac: Pharmaceutical Management Agency) に対し、透明性に欠け自国の医療市場へのアクセスを妨害していると指摘している。すなわち、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に対する、（主に）米国製の新薬を不利な立場に置いていることを懸念している。報道によると、ニュージーランドは、米国のメディケイドなどの払戻プログラム<sup>7</sup>や米国と連邦・州レベルの薬品価格設定プログラムと相互に譲歩がない限り、Pharmac の薬価管理制度の変更について考慮しないと伝えられている。一方で、政治的に議論を呼ぶものであるものの、ニュージーランドは、前述したニュージーランド産乳製品の米国市場開放を確保する見返りとして、ニュージーランドの Pharmac の薬価設定方法の変更を受け入れる可能性もあるとされる。

米国との FTA 締結国であるオーストラリアは、同様の国のヘルスケア問題に関し、米国との一連の協議と透明性確保に合意し、米国の製薬会社の製品がオーストラリアの対象医薬品リストに含まれる機会を与えることで同意している。

## 医薬品へのアクセス拡大のための貿易イニシアティブ

この他に、近年に締結した FTA において、米国は知的財産権 (IPR: Intellectual Property Right) の保護を強く求めてきた。医薬品の知的財産権に関しては、米国の「医薬品へのアクセス拡大のための貿易イニシアティブ (TEAM: Trade Enhancing Access to Medicine)」として知られており、2011 年 9 月にシカゴで開催された第 8 回協議において、提案が審議された。米国が提案する IPR は、特許期間の延長やデータ独占権を強化するほか、医薬品の販売許可申請を行う薬品会社に、ある期間の「TPP アクセスウィンドウ (TPP Access Window)<sup>8</sup>」を通じて特許リンケージ条項を有効にすることが含まれている。

<sup>7</sup> 1990 年の包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990) により、メディケイド薬品払戻プログラム (Medicaid Drug Rebate Program) が創設された。製薬会社は、メディケイド受給者に販売された薬品に対し、払戻しを行う義務がある。

<sup>8</sup> 医薬品を TPP 参加国の市場に迅速に流通させることを促す仕組み。期間 (Window) を区切り、イノベーター (製薬会社) が医薬品を TPP 参加国の市場に流通させることを条件として、医薬品の知的財産権を保護し、医薬品を必要とする人が医薬品を入手できる流通体制を目指す。

米国は、韓国との FTA においては、広範囲にわたった知的所有権の条項を採択した反面、途上国（コロンビア、パナマ、ペルー）との FTA には、幾分緩い条項を採択した。TPP 交渉においても、医薬品へのアクセスに関する IPR が論議されているが、米国の製薬業界は、米韓 FTA の基準を支持している。製薬会社団体の米国研究製薬工業協会（PhRMA: Pharmaceutical Research and Manufacturers Association）は、TPP アクセスウィンドウの期間に 6 年を要求している。製薬会社が 6 年以内に医薬品を市場に出した場合、米韓 FTA 基準である 5 年のデータ独占権と特許リンケージの義務的な導入、そして特許期間延長条項を得られるためである。途上国（コロンビア、パナマ、ペルー）との FTA の条項では、データ独占権が米国市場における認可から 5 年間に定められているほか、特許リンケージと特許期間延長条項が任意と、柔軟な内容である。

一方の反対派は、アクセスウィンドウが長くなると、先発発売されたブランド名の医薬品による価格独占につながり、ジェネリック薬品の参入をも遅らせることになる懸念を示している。各国で手頃な医薬品の入手が困難になる恐れがあるとの意見も挙がっている。製薬 IPR に関しては、2012 年 3 月にメルボルンで開催された第 11 回 TPP 協議以来、協議が行われていないが、ペルーは、2007 年に締結された米ペルー FTA において記述された条項以上の IPR 条項には合意しないことを公にしている。知的財産の保護については、研究開発と手頃な価格とのバランスが必要であり、過度になれば必ずしも貿易を促進させるとは限らず、また先進国と途上国でのバランスも必要となる。今のところ、途上国を中心に幅広い支持は得られていないとみられる。

## 論点を前向きに捉えられるか

TPP は、財、サービス、農産物貿易における障壁を完全に撤廃すると同時に、WTO や既存の FTA 以上の貿易規則や秩序を目的としている。TPP の地理的規模と貿易額は大きく、米国最大の FTA となり、米国の貿易及び貿易政策に多大な影響を与えることになる。TPP に対する期待が大きい反面、交渉参加国との間でも様々な意見が飛び交い、米国内でも意見が分かれている。ある国の攻勢あるいは守勢という単純な構図ではなく、各国の各産業に主張があることが窺われよう。さらに、今後、TPP の交渉参加国や貿易・投資秩序確立に向けた主張内容が拡大し変容する可能性もある。この遠大なる目標を達成することは困難とも映ってしまう。

しかし、TPP 交渉参加国は、TPP が自国の経済成長への大きな要因であることを認識しているが故に交渉に参加しているはずだ。TPP 交渉の論点について、「センシティブ分野」として各国が単に守勢に立つのではなく、当該産業が抱える問題を前向きに解決する梃子にできるか否かがポイントとなろう。事実、TPP 交渉参加国は TPP 締結の達成に向けて誓約しており、これまでの進展に肯定的な見解を持っているとみられる。米国と TPP 交渉参加国の 6 ヶ国が既に FTA を締結していることは、困難な貿易問題でも解決が可能であることを含意しており、貿易問題に対して協力を行う意欲が示されていると言えよう。TPP 交渉の妥結に向けて問題点の解決は可能であることを期待したい。